

2021.3.3

# 春秋会 ニュースレター 2021.3



## 3月の予定

・3/12(金)19:00-

研修・親睦委員会共催 春秋会  
「弁護士の違和感を松尾貴史さん  
と語り合う会」(WEB)

・3/16(火)

12:00-13:00

第12回幹事会

・3/26(金)18:00-

3月総会

## 2/5 新人歓迎会・副会長当選祝賀会

2月5日に開催されました73期春秋会新人歓迎会・副会長当選祝賀会についてご報告させていただきます。

今年度の新人歓迎会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ZOOMを利用したオンラインでの開催となりました。なお、私は72期司法修習生ですので、ちょうど昨年の今頃にリッツカールトンホテルにて歓迎会を開催していただきました。昨年の3月頃には、コロナの感染がかなり問題視されていたので、今から振り返ってみれば、コロナ感染が拡大する直前にギリギリ滑り込んだ形で歓迎会を開催していただいたことになります。昨年の今頃には当たり前できていたことが、今では到底できない状況にあることにさみしさを感じると同時に、この1年間の社会情勢はここまで変わってしまったのかと感じざるを得ませんでした。



さて、今年度の新人歓迎会では、オンラインでの開催となったことにより、各先生方が様々な形式で歓迎会に参加していました。事務所の仲間と楽しそうにご飯を食べながら参加している先生、記録が山積みの机で参加されている先生、子供と遊びながら参加している先生（中にはVtuberっぽいコスプレをしながら参加している先生もいました）など、各人各様の方法で参加されており、とても自由で春秋会らしい歓迎会になっていたように思います。

また、例年どおり、新人の先生方に自己紹介をしていただきました。いきなりチェコ語で挨拶をくださった方や、酔った勢いで歯が欠けてしまった方など、今年も本当に個性豊かな新人の方に入会していただきました。

なお、歓迎会終盤では、ブレイクアウトルームの時間も設けられましたので、少人数での会話も楽しむことができたうえ、新人の方ともしっかり交流を図ることができたように思います。

## 2020 年度 広報委員

委員長 中森俊久 (55 期)  
 有村とく子 (50 期 昨年度委員長)  
 山口昌之 (58 期 担当副幹事長)  
 浦寛幸 (59 期 HP・新人歓迎会担当)  
 広瀬元太郎 (60 期 WEB 化担当)  
 木場晶子 (67 期)  
 加藤卓 (68 期 写真担当)  
 鮫島千遙 (68 期)  
 吉留慧 (68 期)  
 信吉将伍 (69 期)  
 高一成 (69 期)  
 根本俊太郎 (70 期)  
 佐久間ひろみ (71 期)  
 足立敦史 (71 期)  
 中西教子 (72 期)  
 才木晴幹 (72 期)

以上のとおり、開催形式こそ異例の歓迎会となりましたが、本年度も非常に濃密で楽しい時間を過ごさせていただきました。

親睦委員長の寺川先生をはじめ、本歓迎会を企画・運営

してくださった先生方、本当にありがとうございました。

来年はどのような形式で歓迎会が開催されることになるのか未だ全く予想できませんが、どのような形式であれ、きっと楽しい歓迎会になることは間違いなくと思っています。今年度の歓迎会に参加できなかった先生方におかれましては、是非とも来年の新人歓迎会にご参加いただければと思います。

(梅ヶ枝中央法律事務所 弓削)



【新入会員の皆さん (敬称略)】

- ・長沢一輝 (S&W 国際法律事務所)
- ・福本洸太郎 (S&W 国際法律事務所)
- ・宮崎佳美 (池田第一法律事務所)
- ・大岩祐司 (きつがわ共同法律事務所)
- ・青木晶子 (共栄法律事務所)
- ・徳山慶太 (共栄法律事務所)
- ・垣岡彩英 (堺オーリーブ法律事務所)
- ・横瀬大輝 (65 期, 堂島法律事務所)
- ・藤田圭介 (71 期, 弁護士法人響)
- ・加門亜弥 (法律事務所サラ)
- ・井出達矢 (ライオン橋法律事務所)
- ・松本里香 (京橋共同法律事務所)
- ・田中萌奈美 (堺筋共同法律事務所)
- ・豊田夕雪 (中辻綜合法律事務所)
- ・山本こずえ (弁護士法人アットパートナーズ)
- ・青木克也 (古川・片田綜合法律事務所)
- ・久井大輝 (梅ヶ枝中央法律事務所)
- ・有本喜英 (梅ヶ枝中央法律事務所)
- ・公文大 (堀綜合法律事務所)

## 2/18 第3回意見交換会

2月18日11時から、政策委員会の第3回意見交換会「弁護士の専門性と弁護士会の役割」が開催されましたので、ご報告いたします。

今回は、魚住泰宏先生（分野別登録センター運営委員会前委員長副座長、2014年度大阪弁護士会副会長）、青木佳史会員（専門分野登録制度等実現PT委員、2016年度大阪弁護士会副会長）、上出恭子会員（大阪過労死問題連絡会会員）、清水伸賢会員（刑事弁護委員会委員長）の4名にスピーカーとして登壇いただきました。

まず、スピーカーの方々から、ご専門の分野の内容、そして、専門性を獲得するに至ったきっかけをご紹介いただきました。専門性を獲得されるきっかけとしては、所属した事務所が特定の専門分野を多く取り扱う事務所でありそこで勤務する中で専門分野を形成するに至った、受任した事件に対応している中で扱う業務を学習することとなりそれがきっかけで専門分野が形成された、未開拓の分野を開拓したいという思いで弁護士になり未開拓の分野に関心を持って関与していく中で専門分野を持つに至った、委員会に所属する中で徐々に専門分野が形成されたなどのご紹介がありました。また、政策委員会実施のアンケートによると、専門性の獲得の契機については、外部への出向、海外留学、前職の経験などの回答もあったとご紹介があり、専門性の獲得は王道があるわけではなく、様々なきっかけがあると改めて感じました。

専門性の獲得が収入に繋がるのかというテーマにおいては、収入が増えるというわけではないが安定的な経済基盤が出来るといえる、収入に繋がるかは専門分野によるのではないかと、周囲の弁護士に専門家と認識してもらえると他の弁護士から事件を紹介してもらうことが増えるのではないかとといった意見が挙がっていました。また、収入という切り口においては、処理スピードを速めることを心掛けるべきで、そのような意識で処理すればリーパーの依頼者の獲得に繋がる上、多くの事件を扱うことができるので収入の向上に資するというご紹介もありました。

若手弁護士へのアドバイスというテーマでは、若い頃は特定の分野にターゲットを絞るのではなく出会う事件や人間関係が専門性を形成するのでその機会を逃さないためにも広く貪欲にアンテナをはっておくべき、共同事務所においては事務所内の周りの弁護士に特定の分野に関心があり学習をしているのを知ってもらうべく事務所内の勉強会などでも積極的に発言などするのが重要であるといったアドバイスもありました。

自らの専門性を情報発信することについては、専門性が高いと掲げるとかえって忙しそうなどのイメージを与えてしまい依頼することへの遠慮に繋がる可能性があるかもしれない、当該専門分野以外は扱えないと思われかねないなどといった側面はあるものの、昨今では専門性を掲げるとは依頼者の獲得にプラスに繋がるのではないかとという意見が挙がりました。



弁護士の専門性の情報発信については、大阪弁護士会の分野別登録制度についても議論が及びました。分野別登録制度とは、登録3年以上、研修要件（基準日前3年間で3講座）、実務要件（基準日前3年間で3件）の要件を充たす会員について、会員の登録申請に基づき、市民がアクセスできるHP上にある、研修内容や実務経験内容を記載した特定分野ごとの弁護士名簿に記載するという制度になります。なお、登録3年未満の会員についても、共同受任希望弁護士登録という制度があり、共同受任による実務経験が確保できるような仕組みが設計されているそうです。意見交換会においては、制度の立ち上げまでの経緯、現状の登録状況、今後の課題が話題になったほか、弁護士会が弁護士の専門性について情報発信することの是非についても議論が及びました。弁護士会の情報発信の是非については、「小さな弁護士会」であるべきだが弁護士会がなにもせずに民間の弁護士情報を提供するサイトを放置しておくわけにはいかないのではないか、弁護士会が各会員の力量を知る手段はないため弁護士会が専門性を担保するような情報発信をするのは難しいのではないか、分野別登録制度というものではなく更に進めて「専門」という言葉を掲げた制度を導入すべきではないか、専門認定をするような制度もあり得るのではないかといった様々な意見が挙がりました。

その後、会場参加者との意見交換が実施され、そこでは、自らの悩みについての専門家を教えて欲しいという市民の強い要望があるはずなので弁護士会の制度を更に充実させていくべきなどの意見が挙がっていました。

今回の意見交換会を通じ、専門性とはなにか、その獲得のためにはどうすればよいか、特定の分野を専門とする弁護士への市民のアクセス確保のために弁護士会としてすべきことはなにか、といった点につき、様々な考え方を知ることができ、また、弁護士の専門性について考えるきっかけになりました。

スピーカーを務めてくださった登壇者の皆様、ご準備くださった山本政策委員長をはじめとする政策委員の方々、ありがとうございました。

（堂島法律事務所 信吉）

## 2/19 若手会離婚事件研修

2月19日午後7時から、若手会企画の離婚事件研修（オンライン研修）が行われました。堀川智子先生（ライオン橋法律事務所）に講師をお努めいただき、ご用意いただいた詳細なレジュメに沿って、相談から調停、訴訟の各段階における手続の流れや留意事項をはじめ、コロナ禍における家庭裁判所の運用の変化などについても解説いただきました。また、相手方が在監者であった場合の対応、家裁の玄関で相手方当事者が待ち伏せしていた時のことなど、堀川先生が実際に経験された事例についてもお話いただきました。今後の事件処理においても参考となる研修でした。堀川先生、進行の若手会の先生方、ありがとうございました。

（梅ヶ枝中央法律事務所 才木）



## 改正民事執行法〇×クイズ第3回 (子の引渡し)

- Q 1 子の引渡しは、金銭の支払いを目的としない請求権であるから、債権者の選択により直接的な強制執行と間接強制のいずれも申し立てることができ、その順序に制約はない。
- Q 2 子の引渡しの直接的な強制執行の申立てがなされ、執行裁判所が執行官に子の引渡しを実施させる旨の決定をする場合には、必ず債務者を審尋しなければならない。
- Q 3 子の引渡しの直接的な強制執行において、執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、解錠して執行の場所に立ち入ったり、警察上の援助を求めたりすることができる。
- Q 4 直接強制は、子に不安を覚えさせないため、債務者が子とともに執行の場にいる場合でなければ実施できない。

(回答はこちら↓)

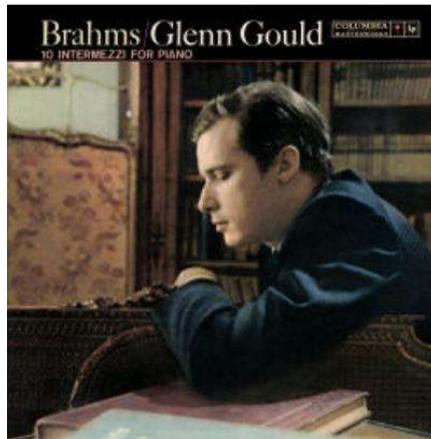
[osaka-shunjuu-kai.com](http://osaka-shunjuu-kai.com)

パスワードは、「sjntnt」

## 今月の一枚（青木佳史先生）

～キャンドルの灯火のような一枚～

春を告げる沈丁花の仄かな香りに誘われ、暮れなずむ夕空にベランダに出てみる。深く息を吸い込むにはまだ少しひんやりとしているがどこか心が和らいでくる。やがて日が落ちて柔らかな闇に包まれた時、思い立って、いつしかのプレゼント交換でいただいたキャンドルを取り出し部屋に灯してみる。揺らぐことなく、静かにすっと点る炎を見つめていると、グレン・グールドさんの弾くブラームスの間奏曲（インテルメッツォ）集が聞こえてきた。



ドイツの巨匠ブラームスは、晩年、数多くのピアノの小品を遺した。それまでの重厚な構成美と和声に溢れた作品群から離れ、様々な要素を削ぎ落とし濾過したような、自由な一筆書きのような逸品を産みだし、その多くに「間奏曲」と名付けた。1961年、まだわずか28歳のグールドさんがその中の10曲を選び、曲順も独自に並べ替えた曲集を録音した。子守歌のような作品177-1に始まり、祈りの歌の作品118-2を最後に据えて、ゆっくりとしたテンポで、クラシック演奏の常識にはない大胆なフレージングで、一曲

一曲を慈しむように演奏している。

誰にも語りかけることなく、ただそこにあって、聴いた者が曲に語りかけたいくなる、まるで蠟燭の炎のような瞑想的な音楽がそこにはある。生涯クララを想い続けた老作曲家の人生の諦観あるいは達観を、不世出の異才がみごとに表現した希有の演奏であり、坂本龍一をはじめジャンルを超えて長らく愛聴されている名盤である。人生を立ち止まる時に聴く一枚。もしあの世に持っていくとしてもこの一枚かもしれない。

<https://youtu.be/Az9c8SkyIhk>

<https://open.spotify.com/album/0284nxEowM0GZePnFIQs00?si=M-n-UCx0SICrPxQXJ3IAhg>

## 2020年度 広報委員から一言

### ～1年の活動を通じて～

- ・梅ヶ枝中央法律事務所で会議をさせていただきましたが、壁に掛けられた額縁の言葉に叱咤激励される思いでした。（中森）
- ・会報やニュースレターの発行について、zoom 参加が殆どでしたが、色々なアイデアを出し合えて楽しかったです。（有村）
- ・執行部からの関与でしたが、楽しい一年でした。「大阪市営の渡船があり、道路の代わりなので無料で乗れる」という記事が地味に心に残っています。（山口）
- ・春号新人紹介のタイトルのとおり個性豊かな新入会員が多数集まりました！是非チャホヤしてあげてください！（浦）
- ・コロナは鬱陶しいですが、これを機に社会の変化も起こっています。来年の広報も大きく変化します。ご期待ください。（広瀬）
- ・今年度はコロナが印象的でした。特集組むのは面白かったし、ZOOM 委員会・飲みも楽ですが、早く直接会って飲める世の中になってほしいものです。（木場）
- ・今年度はニュースレターという新しい試みが始まりました。私は青木先生の『今月の一枚』を参考に、仕事の合間に音楽を聴く様になりました。（吉留）
- ・今年度から始まったニュースレターをはじめ、楽しい企画がたくさんあり、1年間楽しく過ごせました。（高）
- ・コロナ禍で他事務所の先生方とお話などする機会が少ない中、広報委員の先生方とお知り合いになれたことが1年目の自分にとって非常にありがたかったです！（信吉）
- ・1年間でニュースレターの〇×クイズ計48問を作問しました。解くたびに忘れるので何度でも楽しんでます！（根本）
- ・ZOOM 飲みでの絵しりとりが一番の思い出です。あ、中森委員長にご飯をご馳走になったことが一番の思い出です。（足立）
- ・9期の石川元也先生へのインタビューが最も印象に残っています。コロナ禍でも、会ってお話しすることも重要だと感じました。（佐久間）
- ・広報委員会の活動を通じて春秋会を知ることができた1年でした。来年度は、ニュースレターに広報委員以外の先生から多く寄稿いただけるように頑張ります。（才木）

